

対象施設	独立採算事業の対象業務	事業者の収入			事業者の負担			
		サービスの対価	その他の収入	設定条件	使用料	算定式（年額）	その他の負担	
道の駅等	地域振興施設 （交流広場を除く）	維持管理及び運営業務	設計、建設・工事監理業務の費用	運営業務に係る売上（直接販売）	—	睦沢町使用料条例に基づき、家屋使用料として、土地使用分及び家屋使用分の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払う 【土地使用分】 土地面積 <sup>※2</sup> に応じた金額 【家屋使用分】 延べ面積 <sup>※3</sup> に応じた金額	【土地使用分】 328（円/㎡・年） <sup>※1</sup> ×土地面積（㎡） <sup>※2</sup> 【家屋使用分】 家屋の評価価格（建設費単価 <sup>※4</sup> ×60%×延べ面積 <sup>※3</sup> ）の1,000分の5を乗じた額（円/月）×12か月	・什器・備品、消耗品 ・維持管理及び運営業務に係る費用（光熱水費を含む） ・改装等における内装・設備等費用
			—	運営業務に係る販売手数料（受託販売）	事業者の提案に基づき、事業者が出荷者協議会会則等で定める			
	地域振興施設 （交流広場）	運営業務	設計、建設・工事監理業務の費用 維持管理業務の費用 光熱水費	利用者から徴収する利用料	事業者の提案に基づき、本町が条例施行規則で定める	—	—	・什器・備品、消耗品 ・運営業務に係る費用（光熱水費は除く） ・改装等における費用
	温浴施設	維持管理（修繕業務）及び運営業務	設計、建設・工事監理業務の費用	利用者から徴収する利用料	事業者の提案に基づき、本町が条例施行規則で定める	—	—	・什器・備品・消耗品 ・維持管理（修繕業務）及び運営業務に係る費用（光熱水費を含む） ・改装等における内装・設備等費用
			修繕業務を除く維持管理業務に係る費用	温浴施設内での物販・飲食・サービス等事業による売上	—			
健康支援 BOO 施設	設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務	—	利用者から徴収する利用料	事業者の提案に基づき、本町が条例施行規則で定める	睦沢町使用料条例に基づき、土地使用料として、土地面積 <sup>※5</sup> に応じた額を支払う	328（円/㎡・年） <sup>※1</sup> ×土地面積（㎡） <sup>※5</sup>	・設計、建設・工事監理業務に係る費用 ・什器・備品、消耗品 ・維持管理及び運営業務に係る費用（光熱水費を含む） ・改装等における内装・設備等費用	
			健康支援 BOO 施設内での物販・飲食・サービス等事業による売上	—				
防災関連施設 （防災広場）	運営業務	設計、建設・工事監理業務の費用 維持管理業務の費用 光熱水費	利用者から徴収する利用料	事業者の提案に基づき、本町が条例施行規則で定める	—	—	・什器・備品、消耗品 ・運営業務に係る費用（光熱水費は除く） ・改装等における費用	

対象施設		独立採算事業の対象業務	事業者の収入			事業者の負担		
			サービスの対価	その他の収入	設定条件	使用料	算定式（年額）	その他の負担
地域優良賃貸住宅等	共同施設（交流施設（集会場））	運営業務	設計、建設・工事監理業務の費用	利用者から徴収する利用料	事業者の提案に基づき、本町が条例施行規則で定める	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 什器・備品、消耗品</li> <li>・ 運営業務に係る費用（光熱水費を含む）</li> <li>・ 改装等における内装・設備等費用</li> </ul>
			維持管理業務の費用					
自主事業	① 自主事業の対象施設 <sup>※6</sup> を有効活用した自主収益事業	—	自主事業による売上	—	① 売上に応じた金額を支払う	① 自主収益事業の売上（税込）×5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主事業の実施に必要な費用</li> </ul>	
	② 地域優良賃貸住宅入居者関連サービス事業	—			② —	② —		
付帯施設	付帯事業（事業者の提案による）	—	付帯事業による売上	—	睦沢町使用料条例に基づき、土地使用料として、土地面積 <sup>※7</sup> に応じた金額を支払う	328（円/㎡・年） <sup>※1</sup> ×土地面積 <sup>※7</sup> （㎡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付帯事業の実施に必要な費用</li> </ul>	

※1 328（円/㎡・年）は、事業予定地の平成28年度土地評価価格（9,100円/㎡）の1,000分の3の12ヵ月分（小数点以下は四捨五入）の金額を示す。

※2 地域振興施設（交流広場を除く）の使用料の算定における「土地面積」は、事業者の提案による地域振興施設の建築面積とする。

※3 地域振興施設（交流広場を除く）の使用料の算定における「延べ面積」は、事業者の提案による地域振興施設の延べ面積とする。

※4 地域振興施設（交流広場を除く）の使用料の算定における「建設費単価」は、事業者の提案による地域振興施設の建設費単価（税抜）とする。

※5 健康支援BOO施設の使用料の算定における「土地面積」は、事業者の提案による健康支援BOO施設用地面積（建築面積及び広場・外構等の面積を含む）とする。

※6 自主事業の対象施設は、道の駅等における交流広場、防災広場、及び地域優良賃貸住宅等の交流施設（集会場）とする。

※7 付帯施設の使用料の算定における「土地面積」は、事業者の提案による付帯施設用地面積とする。